神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和６年６月25日

神戸市水道事業管理者　藤　　原　　政　　幸

神戸市水道管理規程第２号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年４月１日水道管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用水量の認定基準） 第７条の３　条例第14条第２項に規定する使用水量の認定は、当該使用者の使用水量の実績及び使用状態、その他管理者が特に認める事情を考慮して行う。	（使用水量の認定基準） 第７条の３　条例第14条第２項に規定する使用水量の認定は、当該使用者の使用水量の実績及び使用状態、季節による使用水量の変動状況その他管理者が特に認める事情を考慮して行う。
（納入通知書兼領収書等の様式） 第12条　料金及び工事費その他の費用の納入通知書兼領収書等の様式は、次の各号の定めるところによる。 (1) 水道料金／下水道使用料／納入	（領収書等の様式） 第12条　料金及び工事費その他の費用の納入通知書及び領収書の様式は、次の各号の定めるところによる。 (1) ／水道料金／下水道使用料／納

通知書兼領収書　第３号様式	入通知書兼領収書（納付用）第３号様式の１
(2) 水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（未納整理用）第４号様式の１	(2) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（督促用）第３号様式の２
(3) 水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）第４号様式の２	(3) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（口座預金不足等）第３号様式の３
(4) 納付書１　第５号様式の１	(4) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（口座振替不能用）第３号様式の４
(5) 納付書２　第５号様式の２	(5) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）第３号様式の５
	(6) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算督促用）第３号様式の６
	(7) ／水道料金／下水道使用料／領収書（未納整理用）第４号様式の１
	(8) ／水道料金／下水道使用料／領収書（精算用）第４号様式の２
	(9) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（未納整理用）第４号様式の３
	(10) ／水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）第４号様式の４

	（11）納付書１　第５号様式の１ （12）納付書２　第５号様式の２ （13）納付書３　第５号様式の３ （14）納付書４　第５号様式の４ （15）領収書１　第６号様式の１ （16）領収書２　第６号様式の２ ２　前項第15号の規定による領収書は、管理者印及び徴収者印があるものに限つて有効とする。

第３号様式の１を第３号様式とし、次のように改める。

第３号様式（第12条関係）

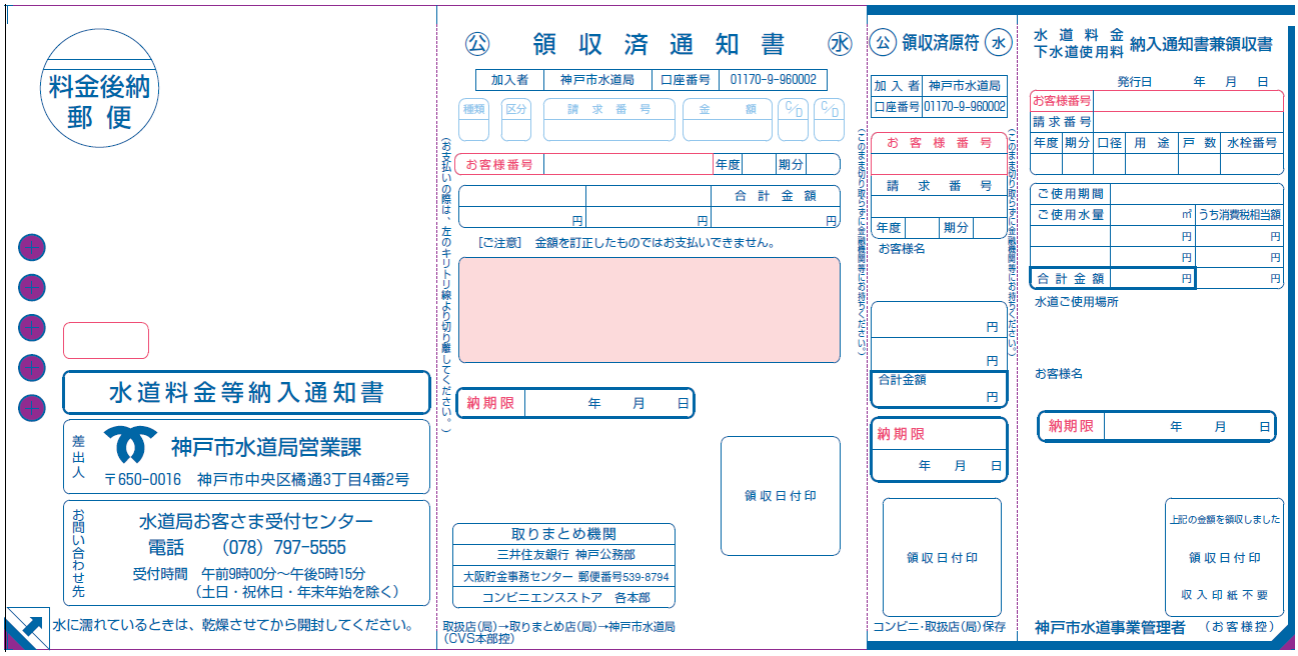

第３号様式の２から第３号様式の６を削る。

第４号様式の１及び第４号様式の２を削り、第４号様式の３中

「

神戸市水道事業管理者　　を「神戸市水道事業管理者　　」に

」

改め、同様式を第４号様式の１とする。

第４号様式の４中

「

神戸市水道事業管理者 を「神戸市水道事業管理者　　」に

」

改め、同様式を第４号様式の２とする。

第５号様式の１及び第５号様式の２を削り、第５号様式の３を第５号様式の１とする。

第５号様式の４中

「

神戸市水道事業管理者 を「神戸市水道事業管理者　　」に

」

改め、同様式を第５号様式の２とする。

第６号様式の１及び第６号様式の２を削る。

第９号様式中

「

神戸市水道事業管理者 を「神戸市水道事業管理者　　」に

」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この管理規程は、令和６年７月１日から施行する。

（様式に関する経過措置）

２　この管理規程の施行の際現に存するこの管理規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。